

(様式第1号)

■ 会議録 □ 会議要旨

会議の名称	令和5年度第2回芦屋市社会福祉審議会
日時	令和6年2月5日(月) 午後1時30分～午後3時30分
場所	芦屋市役所 東館3階 大会議室
出席者	<p>会長 松井 順子 副会長 平野 隆之 委員 澤田 喜博、佐瀬 美恵子、帰山 和也、たかおか 知子、 渡邊 史恵、加納 多恵子、岡本 直子、浦野 京子、 鈴木 珠子、森 愛子、辻原 永子、納谷 周吾、谷 仁、 橋野 浩美、山内 祥弘、上月 浩、御手洗 裕己、中山 裕雅 欠席委員 小野セレストア摩耶、桑田 敬司 関係課 高齢介護課 課長 浅野 理恵子 " 係長 加藤 真美 " 係長 田尾 直裕 " 課員 濱砂 陸人 障がい福祉課 課長 川口 弥良 " 係長 今西 絵理子 " 係長 長谷 啓弘 こども福祉部こども家庭室 こども政策課 課長 伊藤 浩一 " 係長 三崎 英誉</p>
事務局	<p>こども福祉部福祉室地域福祉課 課長 岩本 和加子 " 主幹 吉川 里香 " 係長 堂ノ前 貴洋 " 課員 渡邊 麻里</p>
会議の公開	<p>■ 公開</p> <p>-----</p> <p>□ 非公開 □ 一部公開</p> <p>会議の冒頭に諮り、出席者○人中○人の賛成多数により決定した。 〔芦屋市情報公開条例第19条の規定により非公開・一部公開は出席者の3分の2以上の賛成が必要〕 <非公開・一部公開とした場合の理由></p>
傍聴者数	0 人 (公開又は一部公開の場合に記入すること。)

1 会議次第

(1) 開 会

(2) 議 事

ア 第10次芦屋すこやか長寿プラン21(第10次芦屋市高齢者福祉計画及び第9期芦屋市介護保険事業計画)(原案)に係る市民意見募集結果について

イ 芦屋市第7期障がい福祉計画・芦屋市第3期障がい児福祉計画(原案)に係る市民意見募集結果について

ウ その他

2 提出資料

次 第

委員名簿

資料 1 第 10 次芦屋すこやか長寿プラン 21(第 10 次芦屋市高齢者福祉計画及び第 9 期介護保険事業計画) (原案)、(概要版)

資料 2 第 10 次芦屋すこやか長寿プラン 21 (原案) への意見及び市の考え方一覧

資料 3 芦屋市第 7 期障がい福祉計画・芦屋市第 3 期障がい児福祉計画 (原案)

資料 4 芦屋市第 7 期障がい福祉計画・芦屋市第 3 期障がい児福祉計画 (原案) への意見の要旨及び市の考え方一覧

3 審議内容

(1) 開 会

(会議の成立)開会時点で、委員総数22人中20人の出席により成立

(2) 議 事

<松井会長>

それでは、議事に移ります。第10次芦屋すこやか長寿プラン21 (原案) に係る市民意見募集結果につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

ア 第10次芦屋すこやか長寿プラン21(第10次芦屋市高齢者福祉計画及び第9期芦屋市介護保険事業計画) (原案) に係る市民意見募集結果について

<関係課：高齢介護課 浅野>

市民意見募集結果の説明をさせていただきます。

資料 2 第10次芦屋すこやか長寿プラン21 (原案) への意見及び市の考え方一覧の資料を御用意ください。

まず、こちらは令和5年12月18日から令和6年1月26日まで募集させていただきました。提出件数は、6人の方から合計16件の御意見をいただいております。提出方法は、意見募集専用フォームから3人、ファクスにて2人、郵送1人でございます。

2 意見の趣旨及び市の考え方ですが、取扱区分A原案を修正しますが0件、Bご意見を踏まえ取組を推進しますが4件、C原案に盛り込まれていますが7件、D原案のとおりとしますが5件の、合計16件となっております。

それでは、内容について説明いたします。

1 番では、高齢者の生活実態についてのアンケート実施を希望するという御意見をいただいております。

市の考え方は、本市では、第10次芦屋すこやか長寿プラン21の策定に当たり、市民の生活の実態や介護保険に対する考え・意向などを把握するとともに、計画策定の基礎資料とすることを目的にアンケートを実施しています。なお、本計画にはアンケート結果を抜粋して掲載しており、詳細については、ホームページへの公開を予定しております、といたしまして、取扱区分はCとしております。

2 番では、地域包括支援センターの運営につきまして、市が責任を持って財政的支援を行うよう求めるという御意見をいただいております。

それに対しまして、地域包括支援センターの運営状況につきましては、地域包括支援センター運営協議会や事務調査を通じて、人員体制や運営状況等の確認を行っているほか、市と4か所のセンターによる定例会を毎月開催し、意見交換や情報共有を行っております。

す。いただいた御意見のとおり、地域包括支援センターの業務は今後も増加することが見込まれているため、本計画に記載のとおり、業務負担の軽減や市民への相談支援体制の確保について、取り組んでまいりますといたしまして、Cとしております。

3番では、小・中学生の子どもたちに認知症について学ぶ機会を確保してほしいという御意見をいただいております。

市の考え方は、現在、キッズスクエアや福祉学習等、小・中学生を対象とした認知症サポーター養成講座を実施するとともに、中学校のトライやる・ウィークでは、介護施設等での職業体験による学習機会を設けています。それらの取組を継続する中で、効果的に学習できるような方法についても、併せて検討してまいります。また、本市の認知症に関する施策等を発信するために、認知症ほっとナビの記載内容の充実等に努めてまいりますといたしまして、Bとしております。

4番は、認知症カフェを自宅で開催されている方からの御意見です。認知症カフェを増やし、認知症支援の拠点としてくため、開設のノウハウの共有や金銭的支援を求めるという御意見をいただいております。

市の考え方は、定期的に御自宅でつどい場（認知症カフェ）を開催いただいていることに改めて感謝いたします。認知症の方やその家族の方、地域の方等が気軽に交流できる認知症カフェは、共生社会の実現を推進する上で重要な役割を担うものと考えており、認知症カフェをはじめとする居場所づくりやその活動の支援については、継続して支援してまいります。なお、開設支援に当たっては、地域の通いの場づくりに対する補助や他のカフェの取組を案内する等の支援を行っております。認知症カフェの紹介は、認知症ほっとナビをはじめ、広報あしや、広報番組や広報掲示板にて実施してまいりましたが、新たに開設されたカフェ等もあることから、情報を適宜更新しつつ、さらなる周知に取り組んでまいりますといたしまして、Bとしております。

5番では、認知症施策について、9月の認知症月間にオレンジの花を咲かせる「オレンジガーデニングプロジェクト」という具体的な取組の提案をいただいております。

市の考え方は、本計画では、認知症への正しい知識の普及・啓発に取り組むこととしており、特に、9月の認知症月間においては、周知啓発活動を強化し取り組むこととしてまいります。いただいた御意見も参考にしながら、効果的な周知・啓発の方法について検討してまいりますといたしまして、Dとしております。

6番では、基本目標2 生きがいがづくりの推進に関しまして、老人クラブの活動が行いやすいように、活動場所について支援の継続を希望するという御意見でございます。

市の考え方は、老人クラブを含め高齢者が身近な地域で活動が行いやすいよう引き続き、関係各課で調整してまいりますといたしまして、Cとしております。

7番も生きがいがづくりに関してですが、地域の安全・安心・環境保全などの貢献度を評価するシステムの導入を検討してはどうかという御意見をいただいております。

市の考え方は、高齢者自身が地域社会と関わり、楽しみや役割を見だし、自らの経験や知識・技能を生かして活躍いただくことが、結果的に健康維持や地域貢献につながるものと考えております。活動を評価する仕組みとして、本市では、市民の方の「できること・したいこと」を通じた地域での支え合いの体制づくりや活動者の社会参加・健康づくりを推進するため、ひとり一役活動推進事業を実施しております。ひとり一役ワーカーに登録いただき、介護保険施設や高齢者の居宅等にてボランティア活動を行っていただくことで、活動に応じたポイントを付与、換金できる仕組みですが、より多くの方に参加いただけるよう、ポイント付与の対象となる活動を増やす等、いただいた御意見も参考に取組を進めてまいりますとし、Bとしております。

8番も生きがいがづくりに関してです。高齢者のニーズを分析し、楽しく社会参加・地域交流できるような取組が大事だという御意見をいただいております。

市の考え方は、本計画92ページの生きがいがづくりの推進の記載のとおり、多様化する高齢者の方のニーズを踏まえ、老人クラブの活動、生涯学習、就労、ボランティアなど、高

高齢者が生きがいを持って社会参加や地域交流ができる機会の創出に多方面から取り組んでまいりますといたしまして、Cとしております。

9番では、健康な高齢者の社会参加を促す施策が重要だという御意見をいただいております。

市の考え方は、御意見のとおり、高齢者自身が地域社会と関わり、楽しみや役割を見だし、自らの経験や知識・技能を生かして活躍できる場の整備が重要と考えています。社会参加促進の取組の中で、健康寿命の延伸という視点を加えた啓発に取り組んでまいりますといたしまして、Bとしております。

10番では、就労支援に関して、シルバー人材センターの運営費補助の充実を求めるという御意見をいただいております。

市の考え方は、芦屋市シルバー人材センターへの活動支援については、運営費補助以外にも、さらなる会員獲得に向けた周知啓発の支援や、市職員の派遣等による業務支援を行っているところです。運営費補助の充実の予定はありませんが、センターと市との意見交換の機会等を通じて把握した御意見も踏まえつつ、引き続き、支援に取り組んでまいりますといたしまして、取扱区分Dとしております。

11番では、ヘルパーへの人材確保の対応が必要だという御意見をいただいております。

市の考え方です。本市では、令和元年度から介護人材養成支援事業を開始し、訪問介護員等として従事しようとする方の研修受講費用の補助を行うことで、介護人材確保の支援に取り組んできたところですが、今後、少子高齢化による労働力人口の減少により、介護人材確保がますます困難になることが見込まれることから、市としても課題と認識しております。本計画に記載のとおり、生活支援型訪問サービス従事者研修の受講促進や介護人材確保に資する新たな補助制度の創設等を検討しながら、継続して、その解決に取り組んでまいりますといたしまして、Cとしております。

12番は、認知症施策を推進していくために条例の制定を求めるという御意見です。

市の考え方ですが、条例の制定までは考えておりませんが、本計画では、基本理念に認知症高齢者も含む「高齢者がいつまでもいきいきと安心して暮らせるまち」を掲げ、第4章の施策の展開において、認知症施策の推進、支え合いの地域づくり、災害時の取組、介護人材確保等についての具体的な施策・役割を明記し、推進していくこととしています。

また、目標の達成のために、評価委員会を毎年開催し、各施策の進捗状況を報告の上、評価いただくこととしています。ケアマネジャーを含む介護人材の確保に関しては、本計画に記載のとおり、新たな補助制度の創設等を検討しながら、継続してその解決に取り組んでまいります。また、様々な世代の方に認知症や介護について身近に考えていただけるような取組についても、いただいた御意見も併せて研究してまいりますといたしまして、Dとしております。

13番は、特別養護老人ホームの整備を求めるという御意見でございます。

市の考え方でございますが、令和3年度から5年度までを計画期間とする第9次芦屋すこやか長寿プラン21において、79床の特別養護老人ホームの整備を行っています。また、入所待機者数については各施設において差がありますが、市全体では減少傾向となっております。昨今の物価等の上昇によって建築資材や人件費が高騰していることがあり、食費や居住費もそれに合わせて上がる傾向にあります。本計画17ページの施設サービス受給者数の推移のとおり、施設利用者は過去5年間、横ばい傾向であることや事業者の意見等も踏まえ、本計画期間中の施設整備は行わず、中長期的な整備に向け、引き続きニーズを把握することとしています。また、負担限度額認定証や特別養護老人ホーム以外のサービスについても周知を図りながら、求める介護サービスを受けることができるよう努めてまいりますといたしまして、Dとしております。

14番は、介護保険料の引き上げをしないよう求めるという御意見でございます。

市の考え方ですが、介護保険制度は、40歳以上の方が納める介護保険料と公費を財源として運営しています。介護保険料は、介護サービスの利用有無に関係なく御負担いただい

ており、65歳以上の方の保険料で負担する金額は全体の23%となっております。第1号被保険者の介護保険料は3年ごとに見直しを行っており、各市で必要な介護サービスの総費用を算出し、第1号被保険者負担分が賄えるよう、第1号被保険者数を踏まえて設定をしています。

本市においては、高齢者の増加に伴う要介護認定者の増加や、物価高騰の影響による介護事業者の経営状況等を踏まえた介護報酬のプラス改定による介護給付費の上昇が見込まれますので本計画における保険料の上昇は一定やむを得ない状況ですが、基金の約40%を投入し保険料の上昇幅を抑えるとともに、第10期以降の保険料の上昇が急激とにならないよう配慮した設定としております。さらに、保険料段階が1から3段階の方で、収入・資産等が一定以下であるなどの要件を満たした場合は、市独自の保険料減免制度を設けています。第4段階・6段階・7段階の方の保険料について、本計画において、国標準よりも低い独自の割合を設定し、保険料を軽減する予定としておりますといたしまして、Cとしております。

15番では、関係団体へのアンケート調査に回答しなかった事業所、病院があることについて、行政サイドからの日常的な接触、働きかけが必要との御意見をいただいております。

市の考え方は、居宅介護支援事業所や医療機関とは、適宜、連絡会等を通じて連携を行っているところです。アンケートの回答がなかった居宅介護支援事業所や医療機関からも日常の連携を通じて現状や課題の共有を図っており、今後も各機関に働きかけを行い、連携が進むように努めてまいりますとし、取組区分はCとしております。

最後に、16番です。介護保険の公費負担割合を増やすよう国へ要望してほしいということと、利用者の負担増となる国の制度見直しが今後なされないよう国に求めてほしいという御意見でございます。

市の考えですが、御意見は国の制度に対するものであるため、本計画への記載はいたしません。介護保険財政による自治体の財政負担や被保険者の保険料負担が過重とならないよう、国費負担割合を引き上げることについて、全国市長会を通じて要望しております。また、国の介護保険制度の見直しについては、制度の持続可能性を確保する観点から、一定の見直しは必要であると考えますが、一方で、介護を必要とする方の利用控えを招かないよう、国の動向を注視し、引き続き、必要に応じて全国市長会を通じて要望してまいりますとしまして、Dとしております。

市民の意見募集結果については、以上でございます。

続きまして、パブリックコメント後に新たに追加をいたしました、令和6年度からの介護保険料につきまして御説明をさせていただきます。それでは、資料1の計画の冊子、121ページを御覧ください。

121ページから123ページにかけては、第9期介護保険事業計画期間の介護保険サービスの給付費総額の推計の詳細を掲載しております。給付金については、国の見える化システムを用いて、各市で算出をしております。

①予防給付費では、要支援の方が利用する各サービスについて、年度ごとの給付見込額を記載しております。②の介護給付費では、要介護1から5の方が利用するサービスで、こちらも各サービスの年度ごとの給付見込額を掲載しております。

次のページに移りまして、これら①、②の給付費に④標準給付費、⑤地域支援事業費を加えた合計額が一番下の表、⑥サービス給付費総額となります。

⑥の表のサービス給付費総額、D欄を御覧ください。

令和6年度は99億439万5,000円、令和7年度は102億926万5,000円、令和8年度が104億6,901万8,000円となっております。3か年のサービス給付費総額の合計額は305億8,267万8,000円と推計しております。

124ページから128ページにかけては、第9期の介護保険事業計画期間における第1号被保険者の保険料について記載をしております。

124ページ（1）介護保険の財源構成の表にお示しをしておりますとおり、第1号被保険者の負担割合は23%となっており、先ほど御説明しましたサービス給付費総額、約306億円ということでしたけども、その約23%を65歳以上の保険料で賄うこととなります。

それでは保険料段階について御説明をさせていただきます。128ページを御覧ください。

第9期の保険料につきましては、基準額である第5段階が月額6,180円となり、現在の5,740円から月額440円の上昇となります。なお、第5段階が基準額であるため、保険料率は1.0となっております。

高齢者の増加に伴う要介護認定者の増加や、物価高騰の影響による介護事業者の経営状況を踏まえた介護報酬のプラス改定による介護給付費の上昇が見込まれますので、保険料の上昇は一定やむを得ない状況となりますが、基金の約40%を投入し、保険料も上昇幅を抑えるとともに、第10期以降の保険料の上昇が急激とならないよう配慮した設定としております。

また国の保険料の見直しにつきましては、今後の介護給付費の増加を見据え、第1号被保険者間での所得再分配機能を強化することとされました。具体的には、標準段階の多段階化と高所得者の標準乗率の引き上げ、低所得者の標準乗率の引き下げにより、低所得者の保険料上昇の抑制を図ることとされました。こうした国の方針を踏まえて市の介護保険料について設定をいたしました。

まず、保険料段階につきましては、国の標準段階の多段階化で現行9段階から13段階に見直しがされたことを受けまして、芦屋市では、現行14段階から18段階に見直すことといたしました。乗率につきましても、基本的には国の乗率を採用することで、第1段階から第3段階の低所得の方については、保険料負担の上昇は抑えられています。さらに市独自では、4段階、6段階、7段階の方についても、第8期からの保険料の上昇を抑えるため、国の示す乗率よりも低い料率を設定しております。4段階は、国の乗率が0.9のところを0.875に、6段階は国の乗率が1.2のところ1.1に、7段階は国の乗率が1.3のところ1.25に設定をしております。またこのほかにも災害や失業、低所得などの理由で保険料を納めることが困難な方につきましては、市独自の軽減を実施することとしております。

説明は以上です。

<松井会長>

御説明、ありがとうございました。それでは、市民意見募集結果について、御意見のある方はいらっしゃいませんか。

<平野副会長>

内容面ではないのですが、例えば計画書の中に認知症カフェというのは、どういう形で出てくるのかを探すと、恐らく唯一、87ページに出てきます。先ほど御説明にあったように、認知症カフェを自宅で開設してる人にいろんな形でバックアップしたいということでB追加という理解でよろしいんですね。ただ、説明の内容としては、高齢者施策としてはしないという意味ですね。だからここに何か新しく支援策が列記されているわけでは必ずしもなく、むしろ、地域福祉課が持っているような、居場所の支援だとか、そういうもので対応できるんじゃないかという文章のように理解しましたが、まずはそういう理解でよろしいですか。

つまり、今日の説明はここに具体的に意見があったことがこの文章が変わりましたというレベルの話ではなく、Bと書かれていても、この計画書とこの文書はこのように変わりましたという説明ではないということを確認したいです。

<関係課：高齢介護課 浅野>

はい。方向性は市の計画と同じ御意見をいただいているということですが、Bに

については、御意見を踏まえて取組を推進する、意見を取り入れて進めていきますということになっております。

<平野副会長>

意見が出て、それを踏まえて計画書の本文を変えたという意味でAではないという理解でいいのですか。

<関係課：高齢介護課 浅野>

そのとおりでございます。

<平野副会長>

そうですね。何となく少し物足りなさを感じる場所があります。

先ほどの御説明だと、この認知症カフェの場合は高齢者施策では対応するわけではないわけですね。地域福祉課のほかのプログラムで対応できるのではないかというお話だったというふうに聞いたわけです。

つまりその質問された方が自宅を開放して認知症カフェをやっておられることを行政としても評価し、さらに、設置の整備費や、そういうことはほかの事業で対応できるのではないかという、そういう説明であったということですね。

<関係課：高齢介護課 浅野>

そのとおりです。

<平野副会長>

今は、色々なものが、いわば分野横断的になってきているわけです。だから、認知症カフェに特化したような居場所の助成をするということは、もともと有効な方法ではないという側面もある。そうした場合に、例えば今のように御意見が出て、関連したものを使えばいいというようにバックアップしてる場合については、87ページの下欄に関連施策があることを明記するとかですね。

つまり、これから将来的にこういうプランを立てたときに、特に、地域福祉関係で対象を限定しないで作られてくるプログラムが高齢者の活動にも役に立つという、そういう流れの時代になっていくわけです。今回の計画で、全体を見直せとは言っておりません。市民から出た意見に対応してBと取り扱う。しかもそれはこういうほかの施策でもやれるのではないかというふうに行政としては前向きに捉えてるわけです。それを案内するなど、ほかの課も対応できるような計画づくりの方法に少し1歩踏み出すために、このページの下に何か上手に記載できないかというのが、私の意見です。

ほかの言い方でも結構です。すごく主体的にやっておられる方からの意見なものだから、やはり何かそれに応えて、こうなっていくという痕跡や、あるいは横断化するという観点を今回の計画の中に入れ込んでみるのはどうかということです。

<事務局：吉川>

今、御意見をいただきましたように、高齢者や認知症の方に限らず、地域の中で居場所をつくっていくという意味で、通いの場をいろんな方に使っていただける事業ということで実施しております。

イメージといたしましては、84ページにコラムということで「あしやつどい場ガイド」を入れさせていただいております。今の御意見をどのように形づくって入れたらいいかというのが、今すぐには案があるわけではないのですが、そのような通いの場などを実施しているという旨を少しコラム的に、このページの下に少し入れることを検討したいと思っております。ありがとうございます。

<平野副会長>

それは見たうえでの意見です。何度も繰り返すようですが、単体の計画でカバーできる時代が変わりつつあります。横断的な施策が増えていくわけです。しかも、重層的支援体制整備事業というのは、個別補助金ではなくなって、交付金化されるわけです。ますます、対象別で予算を割いていくという形ではなくなっていくということに当然なっていくわけです。今回の計画にそのような試みをしたということをごどこかに少し痕跡を残していただいて、今後の計画策定をできるだけ庁内横断的な支援の仕組みに展開していく契機にさせていただいたらどうかという意味も込めて、紹介ではなく記載事項の中に入れていただいたらどうかと思いました。私もこのコラムの中に紹介してもいいかなと少し思いましたが、そういう次元も超えた意見を言っております。

<松井会長>

いかがでしょうか。

<関係課：高齢介護課 浅野>

そうですね、先ほど申し上げたとおりですが、そうした共生社会の実現ということは言葉としてはあるんですけども、受け取る市民の方にも分かりやすいような形での記載について、少し検討をしたいと思います。ありがとうございます。

<松井会長>

続きまして、ご質問のある方はいらっしゃいますか。

<たかおか委員>

私も平野副会長と同じようなことを思っていました。

今後は、単体ではなく共存といいますか、例えば先ほどの認知症カフェについては認知症の方を支援するという目的もありますが、その方たちが地域の中で自然と入り込んでいく、近所の方もみんな交流できるような場になっていってもいいかなというところも一つ思っていました。

もう一つは、もう少し高齢者の方が子ども達と関われるイベント、取組ができないかということも思っていました。

市民意見の7番に、生きがいづくりの推進というのがあります。他市で高齢者の方が社会の中に関わって、今まで得意な知識とか技能を生かして活躍いただく場というのがありました。高齢の方でおもちゃドクターというのをされている方がいらっしゃいます。そのような取組は子どもたちにとっても自分が大事にしているおもちゃを修理してくれるから嬉しいですし、シニアの方にもその技術を教えて、一緒に交流するという活動をされている方もいます。私はそのような活動がすごくいい、芦屋でもやっていたらいいなと思っていました。

もっと子ども達と触れ合えるようなことっていっぱいできてくるだろうなと思ってます。もう少し範囲を広めてっていうのはできないんでしょうか。

<関係課：高齢介護課 浅野>

そうですね。まず認知症カフェというのは、一般的に少し浸透しているということがあります。我々としても、計画の85ページに記載してありますように、認知症があってもなくても、誰もが安心して利用できる社会環境の整備に向けて取り組んでいくという姿勢ではあります。

認知症施策の推進といったときに、認知症の方も来ていただけるような集い場としての理解をいただきやすいかということで、認知症カフェ（つどい場）といった形で記載させ

ていただいている部分はございますが、おっしゃっていただいたように、子ども達や地域の方にも集っていただけるような場を目指しているところです。

東山手高齢者生活支援センターのカフェの中での取組ですが、実際に近所の子どもたちや地域の方にも参加いただくようなイベントを実施するなどして、意識して取り組んでいるところですので、いただいた御意見も参考にしながら、そういったつどい場が増えていくような形で進めていきたいというふうに思っております。ありがとうございます。

<松井会長>

よろしいでしょうか。ほかの方どうぞ。

<佐瀬委員>

先ほどおっしゃったこのA B C Dのこの考え方のところについて、DとCはどう違うのかが少し疑問に思いました。

私はこの市民意見の5番、庭園都市芦屋を生かした認知症キャンペーンというアイデアにとっても惹かれました。9月になったら、芦屋のまちにオレンジの花がたくさん咲いているという情景を想像しただけで楽しいなどを思ったので、これを地域福祉計画でいうところの「こえる場！」のような場、色々などところでできると、とても楽しい啓発活動になるなど思いました。ただ、これの区分はDです。しかし、市の考え方の書きぶりとしては、いただいた御意見も参考にしながらということなので、これを取り入れてくれるのかどうか少し分かりにくい。このお返事は、ホームページに載るんでしたでしょうか。

意見が取り入れられたのかどうかについては、はっきりと分かりやすい方がいいと思います。ただ、条例については、私も条例ができるといいなと思っている人間なので、12番の市の考え方に「条例の制定までは考えておりませんが」と、びしっと書かれているので少しショックに感じます。「現段階では」等の言葉を入れていただき、少しソフトにしていればと思います。Dだと、一応原案を書いているからもうそれ以上のことは何もかもかもしれませんよって言われているようにも見えるけれど、内容を読むと「取り組みます」とか「研究します」とか、色々と前向きに書いてくれているので、読み手側がどっちなんだろうともやもやするなど感じるのではないかと思います。

<関係課：高齢介護課 浅野>

まず、条例につきましては、おっしゃっていただいたように「現段階では」という文言を追記させていただきます。

また、この結果につきましては、ホームページで掲載をさせていただくこととしております。

そして、先ほどのオレンジガーデニングプロジェクトのことなんですけれども、別の所管に、芦屋オープンガーデンという、それぞれの御自宅や施設でのガーデニングを楽しむ、色々なお花をそれぞれの方が楽しんで、育てられて公開するという趣旨のものがございます。認知症施策として実施していくという点については、難しい点があるかなということでDとさせていただいているんですが、認知症施策の推進という点では、もちろん同じ方向性でございます。様々な方の意見をいただきながら、実際に実施が可能かどうか、効果的な周知啓発といったことを踏まえて考えていきたいというところで、このオレンジガーデニングプロジェクトに関してはDと入れさせていただいたところです。

<佐瀬委員>

ありがとうございます。思いのあるところをどう受け止めるかという返し方は少し御検討いただいたほうが、個人だけでもやろうといったやる気が出ると思います。

9月前後のところでオレンジのものを身につけて、SNSに投稿しよう等、個人で色々な取組をされている人たちもいるので、個人でもやりたいなぐらいの気持ちが残るとなお

良いなとそんなことを思いました。個人的な要望です。

<松井会長>

よろしいですか。ありがとうございました。

<納谷委員>

ここに書かれている計画そのものには、すばらしいことが書かれています。

今、芦屋市の方向としては、各地にある集会所を減らそうとします。ただ、当該地域の自治会としては困るということで、その閉鎖に反対をしたという事例もあります。

あるいは、自分の町の中に集会所がない地域からは、十数年来集会所を造ってほしいとお願いをしますが、行政の方向として箱物は造らない、その代わりに色々なやり方でフォローやケアをするという違う形で対応したいというようなことをおっしゃっています。

ただ、自治会からすると、やはり自由に集まって色々な話し合いをする、あるいは勉強会をする、そういう固定的な場所がないというのは非常に使いづらいので、本当にこのプランを生かしていただけるのかしらと思っています。

集会所の管轄は市民参画・協働推進課ですが、集会所をどの団体がどのくらい使っているかなど、使用具合、年齢層についてなど、そういったことをしっかりと把握されて、この文言になってるのかなと疑問に思います。自治会からすると、つどいの場づくりというと、やはりそういう場所を期待しちゃうんですね。でも、残念ながら市の方向はそうではない方向に向かってるように見えるので、そのあたりをどう評価したらいいかなと戸惑っています。言っていることとやっていることが、少し違うのではないかというように取られるかもしれないです。ここに議会の方もいらっしゃいますが、今までずっと申請をしてきても受け付けもしてくれない状況が続いてますので、どうなのかなと思います。

<関係課：高齢介護課 浅野>

つどい場のような場所につきましては、非常に重要な場所だというように思いますが、その会場については集会所に限らず、高齢者生活支援センターが使っている建物や、マンションの集会所を活用したり、御自宅を活用したり、あとは介護施設を活用したりといったことで、色々な場所を見つけながら取り組んでいるというところでございます。

町内での集会所には限らないのですが、こちらの御意見にもありましたように、例えば、老人クラブの活動の場所の確保とか、そういったことで課題があるということであれば、都度、御相談しながら、関係各課で調整していきたいというふうに考えております。

<納谷委員>

何となくピンとしないのですが、すぐ解決する問題じゃないとは思っています。

<松井会長>

よろしいですか。それでは、ご質問のある方は挙手をお願いいたします。

<平野副会長>

計画書の形式のことについてです。「新規」、「充実」など墨付き括弧のついた言葉が出てまいります。それは計画上、新規でやった、ここを充実させますっていう表記だと思っておりますが、そのような意味でよろしいんですね。

<関係課：高齢介護課 浅野>

82ページに書かせていただいているんですが、「新規」が新たに実施している取組、「充実」が特に質や規模を高める取組ということで書かせていただいております。

<平野副会長>

今回の計画で何が新規で何か充実っていうような、そういうものの一覧がこの計画書のどこかに集約されているわけではないという理解でいいですか。

<関係課：高齢介護課 浅野>

はい。この計画書の冊子の中に集約してはないのですが、概要版のほうに、「新規」とか「充実」というものを主に抽出して挙げさせていただいております。

<平野副会長>

新規といっても当然色々なレベルがあると思うんです。新規に予算をつけた、あるいは必ずしも予算はついてないんだけど、新規でそういったことを行政の仕事の範囲の中でやるなどです。やはり計画書なので、新規あるいは充実ということが、こういう計画の中で一覧できるような記載方法を工夫していただいたほうがいいと思います。形式については、新規の場合のレベル感が分かるよう、お任せしたいと思います。つまり、これだけの労力をかけるほどの計画ではないと思うんです。

保険料の算出は、どうしても必要だということとはよく分かります。けれども、こういう形の計画づくりは止めたほうがいいんじゃないかと私は基本的に思っているんです。保険料はどうしてもやらないといけないけれども、どういうふうにならぬ新規で考えていくか、どう進めるのかというものを集約する場がないと、計画そのものがつかめないんです。ですから、今回は無理だったらそれは結構ですが、やはり先ほど私が言いたかった、他の部署と一体的にやる部分がこういう形で増えていない、基礎だみたいなのも当然あるし、新規でここを強化していきたいというところも当然残っていくわけですよ。

何を言いたいかということ、先ほどの意見の逆を言っています。高齢部門としてはここを新規、ここを充実っていう、特徴的なものがやっぱりイメージとして分かるっていうことがとても大事じゃないかと思えます。どうしてもこれだけの分厚い計画を出されてもなかなか集約的な見方ができないので、もし可能であれば、工夫していただけるといいかなと思えます。

<松井会長>

ありがとうございました。いかがでしょうか。すぐにお返事できることではないかと思えます。共生型社会ですので、これから全体として集約したような方法で、それができるような計画やそのような意見が市で出ているかどうか、その辺りを少し聞かせていただけたらと思えます。

<御手洗委員>

計画が多く、計画をつくるために仕事の時間がすごくかかっていると、国を挙げて議論になっています。

内閣府でも、色々な計画を統合するなどして、もっと事務をすっきりやっ払いこうとそういう動きがあるというのは事実でございます。

ただ一つだけ、少し難しいというか、すぐにはできないというところは、色々な法律などで、義務化されているような計画があります。これについては、いきなりこちらで勝手になくしてしまうということではできません。ただ、やはり市でも色々な計画が多くて事務が煩雑になっているのは確かにそのとおりだと思っておりますので、そういったところについては、まとめられるものについてはなるべくまとめていきたいという思いも持っていますし、実際にちょっとまとめようかなとしているところもあります。ただ現にこの計画自体が、すぐにどうこうできるかということについては、そこまでは私も今すぐの認識はありませんが、計画についてはなるべくまとめられるものはまとめるようにという方向性は持

っております。

<松井会長>

ありがとうございました。ほかに御質問がありましたら、お願いいたします。

<上月委員>

これはあくまで意見ですが、パブリックコメントを取られたということでホームページ上で公表されると思いますが、少し気になった表現があります。

例えば、市民意見の11番の居宅サービスというところです。御意見としては、介護報酬が下がって利用者は増えている、人材は確保が難しいという非常に生々しい御意見を出されていると思うんです。それに対して市のお考えとして、「介護人材確保に資する新たな補助制度等の創設」を検討していくと書かれており、12番でも「補助制度の創設」と書かれているところが少し気になっております。ここまで明確に補助制度をつくることを検討していきます、ということ言うのは、果たして大丈夫でしょうか。補助制度をつくるとなると当然、財源の確保も、予算議論も要ります。そういった中で、もう少し言葉を変える、別の表現にするなどした方がいいのかなと思います。

<関係課：高齢介護課 浅野>

おっしゃるとおり、予算の要求、編成の中で確定していくことではありますが、人材確保については、今後非常に人材確保が厳しいということになっていくことは明らかでありますので、一刻も早く、本当にこの補助制度のような施策を確実に実施していきたいという強い意志を表明しているというものでございます。

<上月委員>

意思表示ということですか。

<関係課：高齢介護課 浅野>

はい、そうですね。

<松井会長>

よろしいでしょうか。それでは、議事2 芦屋市第7期障がい福祉計画・芦屋市第3期障がい福祉計画（原案）に係る市民意見募集結果について、事務局より御説明をお願いいたします。

イ 芦屋市第7期障がい福祉計画・芦屋市第3期障がい児福祉計画（原案）に係る市民意見募集結果について

<関係課：障がい福祉課 川口>

芦屋市第7期障がい福祉計画・芦屋市第3期障がい児福祉計画（原案）につきまして、市民意見募集を行いましたので、実施結果を報告いたします。

お手元に資料4を御準備ください。

それでは、説明に入らせていただきます。市民意見募集の対応について、日程は先ほどの第10次すこやか長寿プランと同時期にやっておりますので同様でございます。

提出件数については、5人の方から15件の御意見をいただきました。

提出方法としましては、意見専用フォームが4人とファクスが1人となっております。

次に、市民意見及び市の考え方について御説明いたします。

いただきました意見につきまして、AからDの4区分に取り分けております。取扱区分A原案を修正しますが1件と、B御意見を踏まえて取組を推進しますが6件、C原案に盛

り込まれていますが1件、D原案のとおりとしますが7件の計15件となっております。

1番目は、手帳を所持していない人への支援についての御意見です。

手帳所持者数だけの数値が出ているが、手帳を申請していない人や支える家族を含めると人数は増えると思う。特別支援学校や通級教室に通っていない通常級に通っている児童・保護者の状況把握、手帳の申請を知らずにサービスを受けられない人への周知・働きかけを検討してほしいという趣旨です。

市の考え方としましては、支援を要する児童・生徒については、手帳の有無に関わらず、学校や保護者、関係機関から連絡を受けて、教育委員会が把握し、必要に応じて訪問や面接等を行い、対応を進めています。障がい福祉課や障がい者相談支援事業におきましても、手帳の有無に関わらず、日常生活における困りごとなど相談に応じ、支援を行っているところです。必要な支援につながるよう、御意見を踏まえ、様々な情報提供や相談窓口の周知に努めてまいりますということで、取扱区分はBとしております。

2番目は、アンケート調査結果の集計方法についての御意見です。

アンケート調査結果を身体障害者手帳の視覚や聴覚のような種別ごとに分けて、種別によって違うもの、種別に関わらず共通するものに分けた上で計画を検討してほしいという趣旨です。

市としては、本計画は国が定める基本指針に基づき、障がい福祉サービスや地域生活支援事業等の見込量の設定やその基盤整備に向けた方策などを定める計画になります。そのため策定にあたっては、障がい福祉サービス事業所を通じてサービスを利用する人へのアンケート調査を実施し、利用実態や意向の把握を行いました。令和8年度に障がいのある人等の施策に関する基本的な事項を定めました計画を作成する際には、障がい種別に応じた課題の把握に努めるために、アンケート調査の対象者の見直しを図り、計画策定に取り組みますとしております。いただいた御意見につきましては、取扱区分Dとしております。

3番目は、当事者の方と交流する場についての御意見です。

18歳未満のアンケートでは、将来の不安が大きいと18歳以上の当事者の方と交流する場があれば、不安解消につながるのではないかと。交流の場があるなら積極的な発信をお願いしたいという趣旨です。

市の考え方としては、御意見のとおり、障がいのある人や保護者同士が交流を図り、相談しあえることは、重要であると認識しています。日常の困りごとや不安なことを少しでも解消していただけるよう、障がいのある子どもを育てた先輩パパママによる講演会や気軽に相談できる機会を設けたり、障がいのある子の特性を理解し、よりよい関わり方を学ぶ保護者向けのプログラムを実施しています。引き続きそのような機会を活用していくとともに、「ピアサポート活動」の実施に向けた研究や関係団体との連携により、今後も様々な場を通して交流できる機会や多様な媒体を活用した周知などにも御意見を踏まえて検討してまいりますとしております。保護者向けのプログラムなどは、発達障がいのある人等に対する支援のところに記載しています。こういった市の事業についてあまり知られていないとの御意見をいただいておりますので、多様な媒体を活用し、周知に努めていきたいと考えております。今回いただいた意見に対する取扱区分は、Bとしております。

4番目は、障がい福祉に関する事業所の人材不足についての御意見です。

インタビュー調査で現場の声にもあるように、障がい福祉に関する事業所の人材が不足していて現場は逼迫しており、疲弊している実態がある。人材不足の解消をせず、見込量を確保するのは難しいのではないかとという趣旨です。

市の考え方としては、御意見のとおり、障がい福祉サービス事業所における人材が不足しているという声が寄せられ、人材確保・定着が重要な課題であると認識しています。解決策の一つとして、「芦屋の障がい福祉がまるっとわかる『まるっと説明会』」を開催し、近隣の福祉・保育系の大学にチラシを配布するなど、福祉現場での就労を目指す方に対して興味を持ってもらえるよう、市内の事業所を紹介するパネル展示などの取組を実施して

いるところ です。

事業所の人材確保の方策については、原案の58ページの「訪問系サービス・見込量を確保する上での方策」へ以下の文章を加筆しますということで、「障がいのある人が住みなれた地域で安心して暮らしていくには、安定した障がい福祉サービス等の提供が必要不可欠であるため、人材確保・定着に向けた取組について近隣市の状況等を把握し、事業所等と連携を図り、効果的な支援策を検討していく」ということで、Aとしております。

5番目は、計画策定における国と市の考え方についての御意見です。施設入所者への地域移行について目標値が掲げられていますが、その目標値は「国指針」で「施設利用者を減らす」ことが目標とされ、それに「忠実に従った」ということであった。そういった「国に忖度する姿勢」を改めてほしいという趣旨です。

市の考え方としては、本計画は、障害者総合支援法の第88条第1項に「市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他のこの法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。」という規定に基づき、策定しているものです。

数値目標については、基本指針に基づき設定しておりますが、福祉施設から地域生活への移行については、適切に意思決定支援を行い、地域生活を希望する障がいのある人が地域での暮らしを継続することができるよう支援していますということで、取扱区分はDとしております。

数値目標としましては、国の基本指針に基づき設定しているところですが、目標達成することに重きを置いているものではなくて、障がいのある人が希望する生活ができるように、適切な意思決定支援を行いながら進めるものであると考えております。

6番目は、施設・人材の拡充についての御意見です。5番目の続きとしていただいている御意見になります。

アンケートやインタビュー調査の中で、「『施設系サービスの希望』・ニーズの高まり」「住まい・施設があるのかどうかの不安」「担い手不足の深刻さ」が多く語られているため、担い手不足の深刻さにどのように応えていくのか、「ヘルパーの確保」「従事者の養成」の文言があるだけで数値目標はなく、「施設」「人」の拡充を計画にしっかり盛り込むよう見直してほしいという趣旨です。

市の考え方としましては、御意見のとおり、今回実施したアンケートやインタビュー調査において、障がい福祉サービス事業所における人材不足、住まいに対する不安といった声が寄せられており、障がいのある人が地域で安心して暮らしていくためには、人材確保・定着、事業所の整備が重要な課題であると認識しております。

人材確保・定着に向けた解決策の一つとしては、先ほど御紹介しました「まるっと説明会」の取組を実施しているところです。また、グループホームなどの事業所の整備については、本市の限られた市域の中に全ての福祉資源を確保することは難しいですが、近隣市の事業者と連携を図るとともに、新規事業所の開設を促進するための補助金制度等の案内などを通じた取組を進めてまいります。

なお、数値目標の設定までは考えておりませんが、障がいのある人が住みなれた地域で安心して暮らしていくためには、安定した障がい福祉サービス等の提供が必要不可欠であるため、取組を進めるに当たっては、御意見を踏まえ、効果的な支援策を検討してまいりますということで、取扱区分はBとしております。

7番目も、施設と人材の拡充についての御意見です。

住民と一番近い自治体が、住民の実態や安心して暮らしていけるための要求を一番聞けるところ、その計画の数値目標を掲げて頑張してほしい。国に対して施設を減らすな、施設で働く人を増やせ、足りなさ過ぎという声を上げてほしいという趣旨です。

市の考え方としては、今回実施したアンケートやインタビュー調査において、障がい福祉サービス事業所における人材不足、住まいに対する不安といった声が寄せられており、障がいのある人が地域で安心して暮らしていくためには、人材確保・定着、事業所の整備

が重要な課題であると認識しております。

全国市長会として、障がい福祉サービス事業所等の安定的な事業運営や基盤整備、人材の確保等について、必要な措置が講じられるよう、「障害福祉施策に関する提言」として国へ提出していますということで、取扱区分はDとしております。

8番目は、事業所への送迎についての御意見でございます。

高齢の保護者が車で事業所へ送迎するには限界があるため、大阪で利用されているエリア内定額乗り放題のようなサービスがあればいいと思うという趣旨の御意見でございます。

この中に出てきますm o b iというサービスは、大阪の一部の地域で利用されている、月額5,000円から6,000円で乗合タクシーが乗り放題というようなサービスになっております。

市の考え方としては、障がい福祉サービス事業所への送迎については、国が定める基準に基づき、各事業所において実施しております。

また本市では、電車やバスなど公共交通機関の利用が困難な在宅で暮らす重度障がいのある人の障がい福祉サービス事業所への通所や通院など社会参加を図るため、福祉タクシー利用料金等助成事業を実施していますという形にしておりますということで、取扱区分はDとしております。

9番目は、基幹相談支援センターが実施する民生委員への研修などについての御意見です。

聴覚障がいのある人への訪問について課題があるので、民生委員の研修内容に聴覚障がいに関する知識を深める内容の研修を入れてほしい。また、訪問時に連絡がつかない人へのフォロー体制の構築を検討してほしいという趣旨です。

市の考え方としては、民生委員・児童委員対象の研修については、障がい者基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を目的として実施しており、いただいた御意見に関するテーマについても、関係機関と調整してまいります。

また、民生委員・児童委員による障がいのある人への訪問のフォローについても支援を検討してまいりますということで、取扱区分はBとしております。

10番目は、日中支援型のグループホームについての御意見です。

何らかの事情により就労先へ行けなくなった場合でも安心してグループホームで過ごせるよう、日中支援型のグループホームをつくってほしいという趣旨です。

市の考え方としては、グループホームの類型の一つである日中サービス支援型のグループホームは、障がいのある人の重度化・高齢化に対応するために、24時間職員を配置し、日中も含め利用者が充実した地域生活を送ることができるよう、支援を行っています。本市では高浜町ライフサポートステーションに1か所ございます。

なお、グループホームの整備につきましては、本市の限られた市域の中に全ての資源を確保することが難しいですが、63ページに記載のとおり、近隣市の障がい福祉サービス事業所と連携を図るとともに、新規事業所の開設を促進するための補助金制度等の案内などを行い、利用ニーズに応じた必要量を確保していきますということで、取扱区分はCとしております。

11番目は、地域生活支援事業の目標設定に関する御意見です。

地域生活支援事業の研修・啓発事業や自発的支援事業、相談支援事業等について、「実施」「設置」という言葉でひとくくりにされており、具体的な量的・質的なものが分かりにくい。確保方策に前向きな言葉が欲しいという趣旨です。

市の考え方としては、計画上は「実施」「設置」という記載にしていますが、具体的な事業等については、「見込む上での考え方、見込量確保の方策」の部分に具体的な取組の一部を記載しております。

今後、新たに取り組んでいく事業については、御意見を踏まえ、計画の評価機関である芦屋市自立支援協議会において、量的・質的な内容についても評価をいただきながら進めてまいりますということで、取扱区分はBとしております。

12番目は、地域生活支援事業の目標設定についての御意見です。

各町内会・自治会で地に所属する障がいのある人のことをどれだけ認識しているか調査してほしいという趣旨です。

市の考え方としては、障がいのある人もない人も相互に人格と個性を尊重し、助け合いながら住み慣れた地域で暮らすことが重要であると認識しています。

また、本市では、緊急・災害時要援護者台帳に登録された情報の一部を抜粋した要配慮者名簿を作成し、受領を希望されている自治会・自主防災会、民生委員・児童委員などに提供し、情報を把握していただいているところです。

災害時の避難支援や安否確認を迅速かつ円滑に行うためには、日ごろから地域の関わりや「顔の見える関係」を築くことが重要であり、御自身でできる災害時の備えの一つとして、緊急・災害時要援護者台帳に登録いただけるよう働きかけを行っていますということで、取扱区分はDとしております。

13番目は、意思疎通支援事業の周知についての御意見です。

意思疎通支援事業については、利用方法を知らない人にも利用いただけるような周知方法を検討してほしい。利用者は聴覚障がいのある人だけでなく、行政、公的機関、学校、お店など希望があれば利用できるというようなことの周知も必要ではないかという趣旨です。

市の考え方としては、手話通訳者・要約筆記者等派遣事業は、公的機関及び医療機関に赴く場合など、手話通訳者等が得られない場合や市が主催する事業において聴覚障がいのある人の生活の安定及び社会参加の促進が図られるよう実施しております。また、本市の派遣事業に該当しない場合においても、芦屋市社会福祉協議会が設置するボランティア活動センターなどを通じた派遣も実施しております。

事業の周知については、市ホームページへの掲載や身体障害者手帳の取得時に説明しています。現在手話の普及啓発を含めたパンフレット等の作成を進めており、御意見を踏まえ、今後ボランティア活動センターなどを通じた派遣も含め、様々な機会を捉えて周知してまいりますとしております。取扱区分はBとしております。

14番目は、福祉避難所の設置についての御意見です。

今回の能登地震で行き場のない障がいがある人のニュースなども見たので、災害時に福祉避難所を確実に開設してほしいという趣旨です。

市の考え方としては、福祉避難所については、本計画とは異なる障がいのある人等の施策に関する基本的な事項を定めた令和3年に策定の「芦屋市障がい者（児）福祉計画第7次中期計画」において記載しています。

災害発生時に必要に応じて障がいのある人や高齢者などが、一般の避難所生活において配慮を必要とする要配慮者が一時的に生活する場所として小学校などの1次避難所内での福祉避難室や2次的な避難所となる福祉避難所を整備しております。

福祉避難所の開設が必要な場合は、速やかに開設できるよう体制の整備に努めているところですということで、取扱区分はDとしております。

15番目は、前回計画には防災についても入っていたが、今回の計画には記載がない。防災安全課との連携で、障がいのある人を中心とした避難訓練を実施してほしいという趣旨です。

市の考え方としては前段については、防災につきましても先ほど御紹介しました7次の中期計画において記載している旨を回答としております。

後段は、災害時の避難支援や安否確認を迅速かつ円滑に行うためには、日ごろからの地域の関わりや「顔の見える関係」を築くことが重要であり、今後、個別避難計画策定の推進や障がいのある人に防災訓練への参加をしてもらえるよう、関係課と連携し、情報提供などに取り組みますということで、取扱区分はDとしております。

市民意見募集の結果は以上となりますが、資料3をお手元に御準備いただきたいと思えます。58ページ、先ほども市民意見募集の結果でAとしました原案に反映しますというこ

とで、訪問系サービスのところにも見込量を確保する上での方策の上から3つ目の丸の部分に文言を追加させていただいております。

こちらは、訪問系サービスに記載をしておりますが、人材確保・定着の課題というのは、訪問系サービスに限ったことではございませんので、2行目の真ん中あたりに「訪問系サービスに限らず」という言葉を入れさせていただいて、全てのサービスにかかるような形で整理をさせていただいております。

61ページ、前回のこの会議で、就労選択支援というところについて国から詳細が示されておりましたので保留をさせていただいていましたが、このたび、詳細が示されましたので数値目標を設置しております。

見込む上での考え方の一番下の部分に就労選択支援について書かせていただいております。こちらの部分につきましては、新たに就労継続支援B型を利用する意向がある障がいのある人は令和7年10月から、新たに就労継続支援A型を利用する意向のある障がいのある人は令和9年4月から、原則として利用の前に就労選択支援というのを利用することが示されました。

見込み量の算出に当たりましては、令和5年1月から12月における就労選択支援B型の新規利用者の人数を踏まえて、月平均利用人数を見込むということで、62ページの一番下の行、令和7年度からの開始になりますので、令和7年は3名、令和8年度は4名という形で見込ませていただいております。

説明は以上です。

<松井会長>

報告ありがとうございました。それでは、御質問のある方はいらっしゃいますでしょうか。

<平野副会長>

Aをつけていただいたことについて、それはそれでよかったと思っています。

そのうえで、資料3の計画書の目次を開いていただければと思います。

先ほど副市長の御手洗委員からお話があったように、こういう計画はある程度、国の義務として作らないといけない、盛り込まなければならない項目が当然あるわけです。この目次を見ていくと、第4章に、見込量というのを盛り込まなければならないということです。ですからこの計画書は計画の項目、何をしますっていう項目については、見込量をベースに書くという形式になっているわけです。

つまり見込量をベースに書くとなると、求められている見込量をサービスごとに書くことに当然なっていくわけです。ですから58ページの修正された項目は、訪問系サービスに限らずという言葉を入れないといけないという問題が生じることになるわけです。けどそれは訪問系サービスに限りませんので、本来、障がい福祉計画では、人材確保をしますっていう計画項目があっただけでいいです。そうしてほしいと今言っているわけではないです。一般的に、計画としてはサービスの見込量の中に、人材確保をしますということは直接関係ないわけです。

本来は項目として、どうやって人材育成をするかっていう計画を立てないといけないけれど、国は、ここは見込量ベースで書くよう指導してきているということです。学問的に言うと、増分主義（インクレメンタリズム）と言います。前年度に比べて、来年度はどれだけ増やすか、つまり増分主義というのは、例をあげるとサービス量をこれだけ増やしますという計画書の書き方になっていて、それはいい点と問題点が両方あるんです。法令の方も基本的にそういう性格ですが、計画書の方を見ていただくと、第4章は施策の展開になっています。増分主義的に書く記載方法じゃないんです。ですから、障がい福祉計画は数値目標で、しかも何%掛けなさいなど、本当に細かく書かれているので、こういう記載方法にならざるを得ないというのはよく分かります。

ただ、先ほどの市民意見に対して答えていく際に、訪問系サービスに限らずって書かざるを得ないという問題があれば、本来、その見込量の前あるいは後でも構いませんが、計画全体を通して市はどう考えているのかということを書く必要がある。ところが、この計画に市の考え方を探せないんです。

つまり、市の考え方については、個別のサービス見込量の中を読まない限り見えない、その中でしか書けないという構造になっているという矛盾点があるということです。各見込量の中を読まない限り分からないというのは、何らかの形で工夫する必要があるんじゃないかと思います。ですから、大変かもしれませんが、この見込量の前にも、共通した市の考え方をこの回答の中から選んでいただいて、何か全体を貫くような考え方として記載していただきたい。何らかの形でこの見込量主義というか、増分主義をどこかで改善しないと、この計画書を計画として読めない。丁寧に市の考え方を書き、Aとしていただいていることを、計画の中に反映して、意見のあった人の考えに対して、計画についてこう考えてますっていう回答は書かざるを得ないわけです。

計画に対して出た意見について、提出者の思いだけに答えるわけにはいきません。ですから、やはり計画全体の中の大事な市の考え方というのはある程度共通している部分が当然あるわけです。なかなか難しいですが、それを4章の何らかの頭の前に次の見込量を算定するにあたっては、このように市は考えていますという何らかの文言がやはりないと、分かりづらい。この計画書がそうになっているっていうのは、やはり一つの課題点なんじゃないかなと感じているということなので、当該サービスの中だけではない記載方法をぜひ御検討いただけないかなという意見です。

<関係課：障がい福祉課 川口>

ありがとうございます。そうですね、平野副会長が言っていたように、中に集約しているという形にはなりますが、ぱっと見て分かりづらい、最初にその市の考え方の記載があるべきだという御意見はごもっともかなと思っております。どういう形で記載ができるのか、はたして記載ができるのかどうかということも今後考えていきたいと思えます。

<加納委員>

見込量の問題が出ていますが、1番目の、障がい者手帳を持っていらっしゃる人、持っている人の把握についてですが、具体的にはその見込量というのは、どの部分の障がいということが分からないのと一緒に、手帳を持っていらっしゃる方も量の中に入っているんですか。

<関係課：障がい福祉課 川口>

例えば、自立支援医療の精神通院の受給を受けておられる方で精神障害者保健福祉手帳をお持ちじゃない方もいらっしゃいます。受給者証をお持ちの方であれば、サービスも利用していただけるという制度になっておりますので、見込量の中にはそういった方も含めてのトータルの見込量になっております。

<加納委員>

手帳を持っている方だけでなく、実質の現状で把握するんですか。

<関係課：障がい福祉課 川口>

そうですね。

<加納委員>

サービスを受けていらっしゃる方は、手帳を持っている方と同じようにカウントされて

いるということですか。

<関係課：障がい福祉課 川口>

そうですね。見込量の中には、そのようにカウントされております。

<加納委員>

すこやか長寿プラン21の話に戻りますが、助成金の話がちょっと時々出てきているんですが、認知症カフェは認知症だけのカフェじゃないということは平野副会長もおっしゃっているし、たかおか委員からもお話がありました。これからの居場所づくりで、認知症カフェという名前がついてしまえば、認知症の人しか行かれない居場所というふうに印象を持ちますよね。これからは、そういうやり方でその方が自立していけるはずはないと私は思っています。

やはり健常者なり、色々な地域の方と一緒に触れ合うことによって、認知症の方も少しは自立というか、先に進まない程度までは何とか持ちこたえてということはこれから必要だと思っております。居場所づくりの提言というか、それもこれからも考えていき、誰でもいつでもいらっしゃい、と私はプラスワン事業で居場所づくりをしています。そこは子どもも高齢者も誰でもよく、多世代の居場所です。3世代以上の多世代で人と人の触れ合いでみんながそこでそれぞれに理解し成長する、そういう広場を作りたいと思い、地域の人材育成についても力を入れるということが、これからやりたいと思っているテーマです。市の計画では、認知症カフェというように、認知症という言葉か何かが入れば助成金がもらえるというように取れたところが気になりました。

<関係課：高齢介護課 浅野>

つどい場づくりに関しての補助というのをやっておりますので、決して認知症カフェに対する補助ということではございません。

また、先ほども少し御意見をいただいていると思えますけれども、施設の認知症カフェとして高齢者のみとか認知症の方、家族のみをつどい場をつくらうということではございませんので、加納委員がおっしゃっていただいたような、多世代、お子さんも障がいの方もいろんな方が集えるような場を増やしていきたいということでございます。

先ほど平野副会長もおっしゃっていただいたように、コラム等、目指している趣旨について伝わりやすいように、記載については少し考えたいと思います。

<松井会長>

それでは、ほかの方を指名させていただきます。森委員お願いいたします。

<森委員>

居場所のことについて、先ほど集会所のことが出ました。私が芦屋に来たときには、住んでいる町内に集会所がありました。今は、それが壊されてしまって、無くなっています。カフェという名前がついていますし、そういういろんなところに居場所を作るというのはどうかと思うんです。例えば、集会所のようなところとかね。

他市では、集会所を本当によく利用してらっしゃるんです。それでカフェというと、何か喫茶店か何かをしていないとできないじゃないかっていう印象がありますので、もう少し集会所のようなところを増やしていただけたらいいんじゃないかなと思います。

それと、この市民意見の1番目、手帳のことについてです。精神障害者保健福祉手帳は、令和5年で745人しか所持しておりませんが、自立支援医療受給者は手帳所持者の倍の1,497人いらっしゃいます。手帳所持者は半分しかいらっしゃらないんです。これはどうしてかと思っています。精神障がいの手帳を所持すると、他科の診療が補助されます。そういうことを周知してくださっているかどうか、少しお伺いしたいと思います。

家族会が長年要望してきました、他科診療の補助、精神科以外の科での診療も補助してくださいというのがようやく通ったんです。その恩恵をこの精神障がいの人たちにも受けていただきたいと思っていますので、この手帳を取ってくださいということを、もう少し周知させていただきたいと思います。よろしくお願いします。

<関係課：障がい福祉課 川口>

自立支援医療の更新、新規の方が来られたときには手帳の案内もさせていただいておるところではあるんですけども、御本人の御意思というところもありますので、現状、御案内はさせていただいているという状況でございます。

<森委員>

他科診療も補助されることは言っていますか。例えば、精神障がいの手帳を持っていて、他科診療を受けている方の割合、データを何か数値でいただきたいなと思いました。

<関係課：障がい福祉課 川口>

自立支援医療受給者証は、兵庫県を通じて発行しており、支払い元が県になっておりますので、細かいデータが市に下りてきてない状況になります。データ等の数値をお出しするというのはなかなか難しいのかなというふうに思っております。

<森委員>

精神障がいの手帳を持っている方が、他科診療を受けたとき、今1回600円を月2回だけ支払いしたらいいということになっております。そういう恩恵が受けられますよってことは言ってくさってますでしょうか。

<関係課：障がい福祉課 川口>

今言っているのはおそらく福祉医療の受給者証での受診だとは思いますが、手帳の級によってその受給ができるかどうかというところがございまして、手帳の申請の段階でそこまでお話ができていくかというところ、なかなか難しいのかなというところではあります。そこまで踏み込んでの御説明というところは、手帳交付時に、担当課を御案内するところはさせていただいております。

<森委員>

分かりました。

<松井会長>

ほかに質問のある方はいらっしゃいますか。

<平野副会長>

2つ意見というか、せっかくなんで。

46ページ、47ページあたりに、障がい福祉サービスについてということで、それぞれ事業所と団体等で聞き取られた内容がここに丁寧に記載されています。市民の意見というものは少しずれているので申し訳ありませんが、例えば、47ページの3行目に、特に重度な方のグループホーム、あるいは短期入所が少ないという問題がここに書かれていますよね。計画書上は、当然後ろでそのことの見込みをどう見ていくのかというふうな見方がされていくということになっていくわけです。けれども、計画書上は、先ほど言ったように増分主義というか、前年度に比べて幾らベースかということなので、このサービスについてはとりわけ不足しているという判断なしに、前年度増加分という形になっていか

ざるを得ないという問題がどうしても増分主義というものの中にあるんですね。

ですから、障がい福祉課としては、このサービスが特に課題なんだというふうなことをアンケートやこういう聞き取りなどで認識した場合に、それをどう後ろの見込量の中の文章の中に記載できるかっていう問題は、ぜひ本当は少し考えていただきたいと思います。ただ、今日は審議会なので、今からすぐについてという問題ではなく、そういうような検討方法を、今後とも考えていただければという程度でまとめておきたいと思います。1点目はそういう意見です。

もう1つは、お二人の委員から、手帳を取得していない方の話がありました。私の知る限りでは、最近、障がいの分野でも積極的に手帳を取りたくないという人をどう救済するのかってというのは、施策上の課題になっています。つまり、無理に手帳を取ってもらってという方法以外の選択肢を考えるべきではないかということです。ダイバーシティ就労について、手帳なしにその就労を支援していくとか、そういう動きがモデル事業として幾つかの自治体で始まっています。私は豊田市の自立支援協議会の会長をしているものから、少しそのことに関心があって、豊田市はその国のモデル事業を受けています。積極的に手帳を取らない人の就労をどう支援するのかという問題を考えざるを得ないという、そこが難しいわけです。

先ほどのお話のように、手帳を取るとメリットがあるよっていう形で施策が動いてきました。しかし、取らないままでいたいという人の要求にどう応えていくかということもやっぱり幅広く考えれば、多様性の問題だという位置づけなんですけれども。でも私が聞いた範囲ではなかなか国はやっぱりその施策化にはもう踏み切れないような状況だと言っていました。

私が言いたいのはこれからなんですが、社会福祉審議会のあり方にも関わるんですけれども、子どものことにおいても、手帳を取らせたくないとか、そういう感覚も当然あるわけです。そんな場合に、行政として手帳のない人への支援とか、あるいは先ほどのように手帳を取ることを促進するとか、そういうことも含めて、何か審議会のもとにそういうことを研究とか、調査するような機会をつくって見たらどうかなっていうふうに思います。

もちろん、そう簡単なことではないかもしれませんが、審議会がいいかどうか私もよく分かりませんが、先ほどからやっぱり新しい時代の流れが進んできつつあるという中で、できるだけ創意工夫をしてそういう問題に芦屋としても考えていくっていうことも一つなんではないかという意味で、ちょっと発言させていただきました。

最初の方は、どうしても増分主義なので、ここに出てくるこのサービスが不足しているという問題にうまく対応する記載に、なかなかかなりにくいんだけど何とかそこはそういう方向で受け止めてほしいという意見でした。

<関係課：障がい福祉課 川口>

前半で、インタビューを取って課題というところも把握はさせていただいて計画に反映というところではありますが、今回言っていただいていますように、数値の計画ではなかなか反映しにくい部分も実際ありまして、一部、相談支援のところではアンケート調査等において、こういう意見が出ているのでこのようにしていきたいというところは、考えとしては述べさせていただいているところもあります。

そういった部分もありますということと、手帳を取得していない方へのサービスの支援のあり方っていうところは、確かに今後課題になってくるのかなと思っております。就労事業の中では、手帳の所持に限らず、御相談を受ける、診断書という形で御提出いただいたら受けられるという事業もございます。

また、そういったところも含めて、どういった支援ができるのかは、今後課題として、意識して事業を進めていけたらと思っております。

<松井会長>

ありがとうございました。

平野副会長の増分主義のお話ですが、昔は、福祉というのは与えられた予算でもってやっていくっていうものだったということを少し思い出しつつ、まだなかなか行政の責任ではなくて、そういう体質がやっぱり残っているんだなというのを思いました。個人的にお尋ねというか、気になる点があるんですけど、よろしいですか。

この計画をまとめて、市の民生文教常任委員会のほうに提出ということになると思います。今日は、パブリックコメントを踏まえた審議会だと思んですけど、このパブリックコメントそのものも委員会に正式に提出という形になるのでしょうか。

<関係課：障がい福祉課 川口>

そうですね。民生文教常任委員会のほうにもパブリックコメントの結果としまして、市民の方からいただいた御意見と市の考え方というところを、この資料で御報告させていただくという形になります。

<松井会長>

長寿プランも同じでしょうか。

<関係課：高齢介護課 浅野>

はい。

<松井会長>

もう少しお尋ねしたいんですが、例えば、先ほど条例の話などが出ました。条例化をするのが行政の責任かという、私もそれはそうかどうか分からないですし、この計画の中に盛り込まれるから条例ができるのか、あるいは、市民の声がどうすれば議会に届いて、条例化が進んでいくのか、その辺りの、市民がどう動いたらいいのか、そういうことが示唆されたらいいんじゃないかなというふうにし少し思いました。

先ほどのまちづくりの話、ガーデンの話なんですけど、新潟県のある自治体が、歩きましよう条例というものをつくりました。歩道を整備して、自転車に乗れるようにして、それから市民がガーデンを整備して、行きたいところを造る。市民が手作りでそういうガーデンを造るから、住民も、じゃあそこに参加しましょうということで、活動に対して積極的になる。そうすると、地域で行う介護予防教室の参加者も増えた。参加している人としていない人を経年的に調べたところ、参加している人のほうが、経年的に医療費が優位に低かったとかっていうふうリンクしています。そういう市民の声をどうやれば、本当に議会に上げていただけるのでしょうか。市民は市民で思っておられるから、こうやって会議はする。でも、それが本当に議会に上がっていくためにはどうしたらいいのかを市民で思っている方がたくさんおられると思うんです。でも、その市民の人たちがなかなかつながらないんですね。それを繋いで、どうすれば上がっていくのか、そこを行政が示唆していただいたら、もうちょっと活動もリンクもうまくいくのかなと思いました。

実際に、私個人も小さい活動ですがしておりますけれども、その中でいろんなことを感じますので、そういうことも次機会があれば教えていただけたらと思います。個人的な話で申し訳ありません。

<たかおか委員>

先ほど議会のお話も出たかと思いますが、この後、この結果を民生文教常任委員会のほうでも議員に対して報告があるんですけども、いつも私そのとき思うんです。そのときは、もう既にこの結果というのは変わらない。BはB、判定というのは変わらないんだなという受止めなんです。

それに対して、審議会の方からは、どういう意見が出たんですかとかいうことになるん

ですけど、私としては、このせつかく現場をよく御存じの審議会のメンバーの方が、これがBだけど、もしかしてこれAになるんじゃないの。もっとこういう声を聞いているんだけど、市の考え方はどうなんですとかという議論で判定が変わるなど、そういう機会がどこかであるのかなと思っていました。今日、初めて参加したんですけど、この流れでいくと、もう市の考えを聞いて、ここでも変わらないのかというような感想を少し持ちました。

また、このパブリックコメントというのは、提出する方は5、6名でいつも少ないんですよ。内容もすごく専門的というか、熟知されている方の御意見が多くて、この計画の中身もよく御存じで、そういう御意見が結構入っています。このアンケートを取って、回答率50%ですが、現場をよくご存じの方々が回答してくださった。その方々は、何のためにこのアンケートに答えているんだろうと思っていると思うんです。これを受けて、市がどういうふうに変えてくれるんだろうとか、そういう考えのフィードバックっていうのは、まずないですよ。市としては、パブリックコメント等で市の計画として全市民の方に見ていただき出してはいるんですけど、一番こういうふうが変わっていきます、こういう見込みですけどどうですかって届けたい人、届けたい人というのはアンケートに答えてくれた方も含みますけど、その方たちがどういう意見を持っているのかっていうのが伝わっていないんじゃないかなっていうふうに感じます。市の計画はこうなっていますが、どうですかっていうことがその人たちに届いて、御意見が上がってきて、この計画でいいんだ、この見込みでいいんだってなっていくのかなというのをいつも思っているんです。なかなか難しいとは思いますが、こういう意見を持っています。いかがですか。

<納谷委員>

それは、行政が、行政の主管として提案する、こういうのはそうだと思います。それと同時に、議員が議員のほうで議員として提案する、それもあると思います。議員が市民の声を一番拾っているはずなんです。だから、議員さんがもっと勉強して、自分がこういうことですので提案してほしいです。我々市民の声が、幾つか出るでしょうけど、それが一つの単なる事例というか、突拍子もない意見だと言っちゃうのか、議員として調べてみて、結構あちらこちらでそういう声が出ているなど。行政としてはなかなか拾えないけども、議員というのはそれを拾えるわけでしょう。

たかおか委員がおっしゃっているように、行政は形式的なものであろうとやらなくてはいけないので、それとは別に、議員というのはそれに対して、こうではないかという立案ができるはずではないのでしょうか。

<たかおか委員>

もちろん議会の中でも意見はたくさん出るのですが、これ本当にいいですかとか出るんですけど、そこでは変わらないんですよ。

<納谷委員>

変えられるのが議会ではないのですか。

<たかおか委員>

そうですね。議決では、反対賛成になっていくのですが、実際、個別の一つ一つに対しての解決ではなく、この計画全体を反対しますになってしまって、判定そのものについて、これはAに変えたほうがいいんじゃないですかというような、中身に対してはなかなか直接的に変えないのかなというところです。ありがとうございます。

<帰山委員>

貴重な御意見だと思います。

実際に、これもう皆さんも当たり前過ぎて言うのもあれなんですけれども、こういう計画も全て国とかの法令に従って計画ができていくというものですから、その法令以外のことは当然できません。ただし、細かいところと申しますか、もう少し具体的な、特に芦屋市にとって必要な政策とか、市民の皆様の御希望があれば、順次、市議会議員に相談をしていただくというようなことで、これまでも実現をしてまいりました。

例えば、認知症の高齢者がどんどん増えていって、徘徊が課題になりました。実際に徘徊した人を見て、この人がもしそのまま徘徊をし続けていたら、事故、事件につながりかねないというような切迫したものを感じましたので、見守りGPSの導入か、あるいはバーコードみたいなものをつけて、その方がどういう方なのかを登録して、もし仮に当市から出られて徘徊をされたとしても早く見付き、親族の方に早く連絡ができるというようなことについても、やはりそういう市民の方からの相談もありつつ、すぐには変わっていくものでありません。実現するのに何年もかかりました。

ですから、様々な段階の方のそれぞれの具体的な御意見は、市議会のほうにおろしていただきたいです。お一人の意見でも通るときは通ると思いますがけれども、団体の共通の方の御意見を、意見書、要望書、陳情書、請願など、色々な形がありますので、議会にお寄せいただければ、今市議会議員も21名おりますので、それについて協議をして、納得できるものを、条例を改正していく、計画もまた変えていくということも当然できると思います。

先ほどの認知症条例も、私は検討すべき条例の一つかなと思っております。芦屋市には市民マナー条例というのがあって、芦屋市は住宅都市できれいなまちにしていけないということを実現するためにマナー条例、煙草のポイ捨てをやめましょうと、色々なことを市民からいただいたものが実現をして、そこに特化して条例化したので、これが効果を発揮していると思います。いわゆる高齢者に対する条例も必要であれば、市のほうに作るように強く、皆さんの意見が多ければ、要望することもできますので、忌憚なく寄せていただければと思います。少し長くなりましたけれども、よろしくお願ひいたします。

<森委員>

今、パブリックコメントのことを主に話をしているんですけども、先週の障がい福祉計画策定委員会でも、このパブリックコメントのことは話をしたんです。この計画の検討ということについては詳しいところまで全然話し合いをしておりません。この中で疑問点がありますかとか、そういうようなことを何もしてないですよ。

それで、これを読みまして、例えば、50ページの精神障がいのある人が利用する障がい福祉サービスの見込みというところの中でも、地域移行支援が令和5年度で3人、令和6年度で3人、令和7年度で3人、令和8年度で4人となっています。何にも進歩しておりません。こういうところとか細かいところ、本当に聞きたいところがいっぱいあるんです。こういうふうに数値化するってことに何の意味があるのかっていう感じがしております。国のほうで定めているんだと思うんですけど、そういうことをもう少し話し合えるような、そういう会議になったらいいなと思いました。

<松井会長>

ありがとうございました。そういう会を設けることは可能でしょうか。

<関係課：障がい福祉課 川口>

御意見、ありがとうございます。

策定委員会を4回させていただきまして、先週開催させていただいたものについては、パブリックコメントについてということにはなりました。あと2回ほど中身の検討ということで、市から説明もさせていただいて、御協議いただいたのかなというふうには思っ

ておりましたが、今そういった御意見もありますので、また3年後、次回計画の策定の際に、どういう形で進めていくのがいいのかということについて、お話を聞かせていただきながら検討していきたいと思っております。

<松井会長>

皆様、よろしいでしょうか。

皆様のお陰で多くの意見を拝聴しつつ、予定期間内で終わることができました。事務局とともにお礼申し上げます。

ウ その他

<事務局：岩本>

皆様、活発な御審議、どうもありがとうございました。

先ほどの議論の中でもございましたけれども、本日の皆様からの御意見を踏まえさせていただきまして、2月20日の民生文教常任委員会で、計画の最終案のほうを報告させていただきたいと思えます

それでは、机上配布の芦屋市権利擁護フォーラムのチラシについて谷委員より、ご説明をお願いします。

<谷委員>

お手元にあるブルーのチラシですが、権利擁護支援センターで毎年権利擁護支援に関するフォーラムをしております。今年の1月に認知症基本法が施行されたということもあって、今年度、「認知症と共生社会」というところをテーマに、基調講演やパネルディスカッション、あと今、市民の方に権利擁護支援の養成研修を受けていただいているんですけども、その方々による寸劇など色々なイベントを企画しておりますので、御都合がつかう方、ぜひ御参加いただきたいと思ひ、御興味ある方にぜひ周知いただければと思ひます。よろしくをお願いします。

<事務局：岩本>

ありがとうございました。

1月23日開催の社会福祉審議会地域福祉部会の中で、議事録を従来どおり一言一句記載した形から、要点を絞った形での議事録に改められないかという御意見を頂戴いたしました。御意見の意図としましては、一言一句掲載することで活発な議論に支障があるのではないかというような御趣旨でございます。そちらを踏まえまして、附属機関の議事録の担当部署とも相談をいたしました。

結論としましては、どこまで要約するかというところに程度の差はございますけれども、芦屋市としましては、公開の会議として、この議事録を見れば会議内容が分かるよう、ある程度丁寧な記載をするという形でいきたいと考えております。市の附属機関等の会議録の作成及び公表に関する要領でも、委員の発言ごとに、原則として発言者及び発言の趣旨を記載して、発言者の意図ですとか、意思決定の経緯が確認できるように作成するとされております。また実際、委員の皆様でしっかりと議事録に御意見を残してほしいと思われる方もいらっしゃることも考えられます。いかがでございましょうか。

<加納委員>

今までどおりということですか。

<事務局：岩本>

要点だけに絞るのではなく、皆さんがおっしゃった内容が把握できるような議事録の作

成をしていく形でできたらと考えてございます。

<加納委員>

それでいいと思います。私が発言したかしていないか、どの部分かというのは別として、やはりこういう公のところで発言するということは、それが記録に残るということを考えて、言い方はまずいかもしれないけれどそれは載せていただきたいから発言しているということもありますので、それを事務局が人権など色々なことを考えすぎて勝手に言い回しを変えられるよりも、自分で発言したところを訂正もする機会を与えてくださっているので、今までどおりで私はいいと思っております。

<松井会長>

貴重な御意見をありがとうございました。事務局もできるだけ市民の、審議会の声をきちんと残していこうということで、議事録が整えられるということで確認ができたかと思えます。

それではこれもちまして、第2回社会福祉審議会を閉会いたします。皆様、お疲れさまでした。